

令和8年度新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関“施設”整備事業）について

【補助対象等】

○病室の感染対策に係る整備

医療機関	補助対象経費	補助基準額	補助率
病床確保 を内容とする協定締結医療機関（主に病院）	新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の附属設備の整備を含む。）等に要する 工事費又は工事請負費	1室当たり 38,109,000円	2／3

○病棟等の感染対策に係る整備

医療機関	補助対象経費	補助基準額	補助率
病床確保 を内容とする協定締結医療機関（主に病院）	新興感染症発生・まん延時において多床室を個室化するための可動式パーティションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する 工事費又は工事請負費	対象面積1㎡当たり 558,000円	10／10

○个人防护具保管施設の整備

医療機関	補助対象経費	補助基準額	補助率
病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供 を内容とする協定締結医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）	个人防护具保管庫の設置、个人防护具保管スペース確保のための建物改修等に要する 工事費又は工事請負費	対象面積1㎡当たり 558,000円	10／10

※ 病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供を内容とする協定に加え、協定において个人防护具の備蓄を定めていることが前提となります。

【留意事項】

- ・補助金額の内示後に着手（工事に係る契約等）し、令和9年2月28日までに整備を終える施設が対象となります。（内示は令和8年6月以降を予定しています。）
- ・補助対象となる施設整備は、締結する医療措置協定による病床確保、発熱外来又は自宅療養等への医療の提供（新興感染症罹患者を受け入れるため）に必要な施設整備に限ります。
- ・既存の施設において単に老朽化等を理由にした整備については、補助対象外となります。
- ・国及び県の予算には限りがあるため、事業計画書をご提出いただいても、不採択となる場合や減額採択となる場合があります。
- ・「施設」の整備事業であるため、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。たとえば、病棟等の感染対策に係る整備において、単に可動式のパーティションを購入して設置したり、个人防护具保管施設の整備において、キャビネットやロッカー等を購入して設置したりするのみで、建物の工事を伴わない場合は補助対象となりません。个人防护具保管施設の整備における物置については、土地に固定させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となり得ます。